

指 名 停 止 措 置 一 覧 表

No.	措置年月日	商号又は名称	所在地	指名停止の期間	月数	指名停止の理由
1	令和6年7月9日	株式会社 イセトー	京都府京都市中京区烏丸通御池上ル二条殿町552番地	令和6年7月9日 ～ 令和7年7月8日	12	本市が委託した「令和5年度市・県民税特別徴収税額決定通知書」の封入封緘業務において、本来であれば複製を禁止しているデータを、市に無断で複製し、そのデータを通常の委託業務ではローカルネットワーク上にしか置かないものを、オープンネットワーク上で使用し、契約終了後もデータを削除していなかったため、社内ファイルサーバーのランサムウェアの感染により、市民151,421件の個人情報を漏洩させた。なお、本市と同様に複数の公共団体等から受託している業務で使用した個人情報が漏洩する事象を発生させた。（指名停止要綱別表第14号）
2	令和7年2月10日	パナソニックEWエンジニアリング株式会社	大阪府大阪市中央区城見二丁目1番61号	令和7年2月10日 ～ 令和7年4月9日	2	国土交通省から建設業法第28条第3項に基づく営業停止命令及び同条第1項に基づく指示処分を受けた。（指名停止要綱別表第14号）
3	令和7年2月10日	パナソニック環境エンジニアリング株式会社	大阪府吹田市垂水町三丁目28番33号	令和7年2月10日 ～ 令和7年4月9日	2	国土交通省から建設業法第28条第3項に基づく営業停止命令及び同条第1項に基づく指示処分を受けた。（指名停止要綱別表第14号）
4	令和7年2月10日	パナソニック産機システムズ株式会社	東京都墨田区押上一丁目1番2号	令和7年2月10日 ～ 令和7年4月9日	2	国土交通省から建設業法第28条第3項に基づく営業停止命令を受けた。（指名停止要綱別表第14号）
5	令和7年2月14日	株式会社 KANSOテクノス	大阪市中央区安土町1丁目3番5号	令和7年2月14日 ～ 令和7年4月13日	2	国土交通省から建設業法第28条第3項に基づく営業停止命令及び同条第1項に基づく指示処分を受けた。（指名停止要綱別表第14号）
6	令和7年2月14日	株式会社 かねでんエンジニアリング	大阪府大阪市北区中之島6丁目2番27号	令和7年2月14日 ～ 令和7年4月13日	2	国土交通省から建設業法第28条第3項に基づく営業停止命令及び同条第1項に基づく指示処分を受けた。（指名停止要綱別表第14号）
7	令和7年2月14日	関電プラント株式会社	大阪市北区本庄東二丁目9番18号	令和7年2月14日 ～ 令和7年4月13日	2	国土交通省から建設業法第28条第3項に基づく営業停止命令及び同条第1項に基づく指示処分を受けた。（指名停止要綱別表第14号）